

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第20号

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)、<u>里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第116号。以下「里親基準省令」という。)</u>及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第178号。以下「<u>施設基準省令</u>」という。)の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)、<u>里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号。以下「<u>里親省令</u>」という。)</u>及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第178号。以下「<u>基準省令</u>」という。)の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。</p>
(養子縁組里親又は親族里親の認定の申請)	(里親の認定及び登録の申請)
<p>第7条 <u>法第6条の3第1項の規定による認定を受けようとする者(以下「<u>養子縁組里親又は親族里親の希望者</u>」という。)</u>は、居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に、<u>別記第6号様式による申請書を提出しなければならない。</u></p>	<p>第7条 <u>里親省令第6条第1項及び第2項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)</u>並びに第9条(里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する<u>里親認定及び登録の申請は、別記第6号様式による里親認定(登録)申請書により、居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。</u></p>
<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p>	<p>2 <u>里親省令第6条第3項第1号の規定による履歴書の様式は、別記第7号様式とする。</u></p>
<p>(1) <u>養子縁組里親又は親族里親の希望者及びその同居人の履歴書(別記第7号様式)</u></p>	
<p>(2) <u>養子縁組里親又は親族里親の希望者の居住する家屋の平面図</u></p>	
<p>(3) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p>	

(養育里親又は専門里親の登録の申請)

第7条の2 省令第36条の37第1項又は第2項の申請書の様式は、別記第6号様式とする。

2 省令第36条の37第3項第1号の履歴書の様式は、別記第7号様式とする。

3 第1項の申請書は、居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出しなければならない。

(養育里親の死亡等の届出)

第7条の3 省令第36条の39第1項の規定による届出は、別記第7号様式の2による養育里親死亡等届を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿の登録事項の変更の届出)

第7条の4 省令第36条の39第2項の規定による届出は、別記第8号様式による養育里親名簿登録事項変更届を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿の登録の消除の申出)

第8条 省令第36条の40第1項第1号に規定する登録の消除の申出は、別記第9号様式による養育里親名簿登録消除申出書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿の登録の更新の申請)

第9条 省令第36条の42第1項の規定による登録の更新の申請は、別記第10号様式による養育里親名簿登録更新申請書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(事故発生届出等)

第10条 里親基準省令第14条第2項の規定による事故の発生の届出は、別記第11号様式による事故発生届を当該児童の委託の措置を採った児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

2 里親基準省令第14条第3項の規定による委託児童の養育を継続することが困難となったときの届出は、別記第12号様式による養育辞退届を当該児童の委託の措置を採った児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(里親認定及び登録の取消しの申請)

第8条 里親省令第8条第1項第5号若しくは第2項第6号(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)又は第11条第1項第3号若しくは第2項第2号(里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する里親認定又は登録の取消しの申請は、別記第8号様式による里親認定(登録)取消申請書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(登録の更新)

第9条 里親省令第10条第1項(里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する登録の更新の申請は、別記第9号様式による登録更新申請書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(登録里親の届出)

第10条 里親省令第13条第1項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する登録を受けた事項の変更の届出は、別記第10号様式による里親登録変更届を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

2 里親省令第13条第1項に規定する事故の発生の届出は、別記第11号様式による事故発生届を当該児童の委託の措置を採った児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(入退所の報告)

第11条の7 施設基準省令第17条第2項(施設基準省令第60条、第68条、第80条及び第84条において準用する場合を含む。)の規定による施設受給者証記載事項の報告の様式は、別記第14号様式の7とする。

第13条 (略)

(児童自立生活援助の実施の申込み)

第13条の2 法第33条の6第2項に規定する申込書の様式は、別記第19号様式の2とする。

第7号様式(第7条、第7条の2関係)

履歴書

(略)

第7号様式の2(第7条の3関係)

養育里親死亡等届

年 月 日

新潟県知事

様

届出者 住所

氏名

印

養育里親との関係

下記のとおり、児童福祉法施行規則第36条の39第1項の規定により、届け出ます。

記

登録番号	
登録年月日	年 月 日
届出事項に該当することとなった年月日	年 月 日
届出事項	1 養育里親の死亡 2 児童福祉法第34条の15第1項第1号に該当 3 児童福祉法第34条の15第1項第2号から第4号までに該当 4 児童福祉法施行規則第1条の34に規定する要件に該当しなかった。

注 1 「届出事項」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

3 里親省令第13条第2項又は第3項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する委託児童の養育又は職業指導を継続することが困難となったときの届出は、別記第12号様式による養育(職業指導)辞退届を当該児童の委託の措置を採った児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(入退所の報告)

第11条の7 基準省令第17条第2項(基準省令第60条、第68条、第80条及び第84条において準用する場合を含む。)の規定による施設受給者証記載事項の報告の様式は、別記第14号様式の7とする。

第13条 (略)

第7号様式(第7条関係)

履歴書

(略)

2 届出者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式 (第7条の4関係)

養育里親名簿登録事項変更届

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住所

氏名 ㊦

下記のとおり養育里親の登録を受けた事項を変更したので、児童福祉法施行規則第36条の39第2項の規定により、届け出ます。

記

登録番号	
登録年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後

注 届出者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式 (第8条関係)

養育里親名簿登録削除申出書

(略)

養育里親

(略)

下記のとおり養育里親の登録を削除したいので、児童福祉法施行規則第36条の40第1項第1号の規定により、申し出ます。

記

登録年月日	年 月 日
-------	-------

(略)

注 申請者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式 (第9条関係)

養育里親名簿登録更新申請書

(略)

第8号様式 (第8条関係)

里親認定(登録)取消申請書

(略)

里 親

(略)

下記のとおり里親の認定(登録)を取り消したいので、里親の認定等に関する省令の規定により、申請します。

記

取消を申請する事項	里親認定(養育里親・親族里親・短期里親・専門里親)
	職業指導里親認定
	里親登録(養育里親・短期里親・専門里親)
職業指導里親登録	
認定(登録)年月日	年 月 日

(略)

- 注 1 「取消しを申請する事項」欄は、該当するものをすべて○で囲んでください。
 2 申請者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式 (第9条関係)

登録更新申請書

(略)

養育里親

(略)

下記のとおり登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の42第1項の規定により、申請します。

記

里親の種類	養育里親 専門里親
(略)	
登録番号	
更新研修の 修了年月日 又は修了見 込年月日	年 月 日

(略)

添付書類 更新研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

第11号様式 (第10条関係)

事故発生届

(略)

下記のとおり事故が発生したので、里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項の規定により、届け出ます。

(略)

第12号様式 (第10条関係)

養育辞退届

(略)

下記のとおり養育を辞退したいので、里親が行う養育に関する最低基準第14条第3項の規定により、届け出ます。

(略)

第19号様式 (略)

第19号様式の2 (第13条の2関係)

児童自立生活援助実施申込書

年 月 日

新潟県知事 様

申込者 住所

氏名 ㊦

下記のとおり児童自立生活援助の実施を希望するので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により、申し込みます。

記

児童	性別	男 ・ 女
----	----	-------

里親

(略)

下記のとおり登録の更新を受けたいので、里親等の認定に関する省令第10条第1項 (第17条・第20条)の規定により、申請します。

記

里親の種類	養育里親 短期里親 専門里親 職業指導里親
(略)	
登録番号	

(略)

第10号様式 (第10条関係)

里親登録変更届

(略)

第11号様式 (第10条関係)

事故発生届

(略)

下記のとおり事故が発生したので、里親の認定等に関する省令第13条第1項 (第15条・第17条・第20条)の規定により、届け出ます。

(略)

第12号様式 (第10条関係)

養育(職業指導)辞退届

(略)

下記のとおり養育(職業指導)を辞退したいので、里親の認定等に関する省令の規定により、届け出ます。

(略)

第19号様式 (略)

自立生活援助実施希望者	生年月日	年 月 日 (歳)
	職 業	
	勤務先の所在地	
入居を希望する児童自立生活援助事業所名	第1希望	
	第2希望	
児童自立生活援助の実施を希望する理由		
児童自立生活援助の実施を希望する期間		
保護者の状況	氏 名	
	居住地	
	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)
	職 業	
備 考		

- 注 1 「性別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「児童自立生活援助の実施を希望する理由」欄は、具体的に記入してください。
- 3 「児童自立生活援助の実施を希望する期間」欄には、入居を希望する期間を記入してください。なお、児童自立生活援助の実施の期間については、希望に添えない場合があります。
- 4 申請者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 添付書類 徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）

第2条 新潟県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第7条、第7条の2関係）

里親認定（登録）申請書

新潟県知事 様		年 月 日			
		申請者氏名 ㊟			
下記のとおり里親の認定（登録）を受けたいので、新潟県児童福祉法施行細則第7条第1項（児童福祉法施行規則第36条の37第1項・児童福祉法施行規則第36条の37第2項）の規定により、関係書類を添えて申請します。					
記					
認定又は登録を希望する里親の種類	養子縁組里親	親族里親	養育里親	専門里親	
ふりがな	性 別	生 年 月 日	年 齢	職 業	健 康 状 態

氏名				年月日		
現住所					電話番号	
里親を希望する者の同居人	氏名	性別	生年月日	年齢	職	業健康状態
			年月日			
			年月日			
			年月日			
			年月日			
住居	敷地	m ²	1戸建	長屋		
	建物延	m ²	2階建	平屋		
	所有関係	自家	借家	間借		
養育里親研修の修了年月日又は修了見込年月日				年 月 日		
専門里親研修の修了年月日又は修了見込年月日				年 月 日		
里親になることを希望する理由						
養育方針						
1年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することの希望の有無	有(期間) 無		里親の経験		有・無	
			他の都道府県において里親であった場合には当該都道府県名			
養育里親としての委託児童の養育の経験			年 月			
児童福祉事業の従事経験			年 月			
児童福祉に関する保有資格						
希望児童	性別	年齢	人数	受託期間	その他の希望	

- 注 1 「認定又は登録を希望する里親の種類」欄、「住居」欄、「1年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することの希望の有無」欄及び「里親の経験」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「養子縁組里親」は、児童福祉法施行規則第1条の32第2項第1号に掲げる者であって、児童福祉法第6条の3第1項の規定による認定を受けた者です。
- 3 「親族里親」は、児童福祉法施行規則第1条の32第2項第2号に掲げる者であって、児童福祉法第6条の3第1項の規定による認定を受けた者です。
- 4 「養育里親研修の修了年月日又は修了見込年月日」欄は、養育里親の登録を申請する場合に記入してください。
- 5 「専門里親研修の修了年月日又は修了見込年月日」欄、「養育里親としての委託児童の養育の経験」欄、「児童福祉事業の従事経験」欄及び「児童福祉に関する保有資格」欄は、専門里親の登録を申請する場合に記入してください。
- 6 申請者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

添付書類

- 1 申請者及びその同居人の履歴書
- 2 申請者の居住する家屋の平面図
- 3 親族里親の認定を申請する場合は、申請者と委託児童の親族関係を証する戸籍謄本
- 4 養育里親の登録を申請する場合は、養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類及び児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- 5 専門里親の登録を申請する場合は、児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類、児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類及び専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告示

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）第14条第1項の規定により知事が告示する種類及び事項（平成19年3月新潟県告示721号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 知事が告示する種類

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ピヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

2 知事が告示する事項

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- (3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

◎新潟県告示第476号

新潟県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用対象となる条例及び規則の告示(平成17年12月新潟県告示第2300号)の一部を次のとおり改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

別表第1中、

新潟県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則(昭和33年新潟県規則第45号)	第8条第1項
新潟県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年新潟県規則第15号)	第14条
新潟県県有種豚貸付規則(昭和38年新潟県規則第26号)	第8条第2項及び第3項
新潟県土地地区画整理組合資金貸付規則(昭和39年新潟県規則第78号)	第15条
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和41年新潟県規則第11号)	第11条
新潟県理容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第34号)	第6条
新潟県美容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第35号)	第6条

を

新潟県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則(昭和33年新潟県規則第45号)	第8条第1項
新潟県土地地区画整理組合資金貸付規則(昭和39年新潟県規則第78号)	第15条
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和41年新潟県規則第11号)	第11条

に改める。

別表第2中、

新潟県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則(昭和33年新潟県規則第45号)	第8条第1項及び第2項
新潟県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年新潟県規則第15号)	第14条
新潟県県有種豚貸付規則(昭和38年新潟県規則第26号)	第8条第2項及び第3項
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和41年新潟県規則第11号)	第8条第1項及び第2項
新潟県理容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第34号)	第6条
新潟県美容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第35号)	第6条

を

新潟県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則(昭和33年新潟県規則第45号)	第8条第1項
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和41年新潟県規則第11号)	第8条第1項及び第2項

に改める。

◎新潟県告示第477号

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年新潟県規則第65号)第3条及び第9条の規定により、知事が指定した特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧の用に供する場所(平成16年3月新潟県告示第571号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧の場所の表中、

三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡 北魚沼郡
柏崎地域振興局	柏崎市 刈羽郡
三条地域振興局	加茂市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	小千谷市 三島郡 北魚沼郡
柏崎地域振興局	刈羽郡
佐渡地域振興局	佐渡市

を

に改め、

を削除する。

◎新潟県告示第478号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により、騒音規制法による騒音規制地域指定(昭和47年4月新潟県告示第440号)の一部を次のとおり改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

第1号の4を次のとおり改める。

4 削除

第1号の5を次のとおり改める。

5 削除

第1号の15を次のとおり改める。

- 15 削除
第1号の25を次のとおり改める。
- 25 削除
第1号の30を次のとおり改める。
- 30 削除
別表中第4号を次のとおり改める。
- (4) 削除
別表中第5号を次のとおり改める。
- (5) 削除
別表中第15号を次のとおり改める。
- (15) 削除
別表中第25号を次のとおり改める。
- (25) 削除
別表中第30号を次のとおり改める。
- (30) 削除

◎新潟県告示第479号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準（昭和53年3月新潟県告示第628号）の一部を次のとおり改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 第1項第3号を次のとおり改める。
- (3) 削除
第1項第4号を次のとおり改める。
- (4) 削除
第1項第7号を次のとおり改める。
- (7) 削除
第1項第19号を次のとおり改める。
- (19) 削除
第1項第35号を次のとおり改める。
- (35) 削除
別表中第3号を次のとおり改める。
- (3) 削除
別表中第4号を次のとおり改める。
- (4) 削除
別表中第7号を次のとおり改める。
- (7) 削除
別表中第19号を次のとおり改める。
- (19) 削除
別表中第35号を次のとおり改める。
- (35) 削除

◎新潟県告示第480号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により、悪臭に係る規制地域及び規制基準（平成15年12月新潟県告示第2148号）の一部を次のとおり改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 第1項第2号を次のとおり改める。
- (2) 削除
第1項第3号を次のとおり改める。
- (3) 削除
第1項第6号を次のとおり改める。
- (6) 削除
第1項第21号を次のとおり改める。
- (21) 削除
別表2を次のとおり改める。
- 2 削除
別表3を次のとおり改める。
- 3 削除
別表6を次のとおり改める。
- 6 削除
別表21を次のとおり改める。
- 21 削除

◎新潟県告示第481号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）の地域類型を当てはめる地域の指定（平成11年4月新潟県告示第612号）の一部を次のとおり改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1項地域の類型を当てはめる地域中、「新潟市」、「三条市」、「北蒲原郡聖籠町」、「長岡市」、「上越市」、「柏崎市」、「新津市」、「小千谷市」及び「南魚沼郡湯沢町」を削る。

騒音に係る環境基準の地域類型指定図類型指定区域区分図索引中

1	新潟市	を、	6-1	燕市
2				
3				
4-1				
4-2				
4-3				
4-4				
4-5				
4-6				
4-7				
4-8				
4-9				
4-10				
4-11				
4-12				
4-13				
4-14				
4-15				
4-16				
5-1	三条市			
5-2				
5-3				

6-1	燕市
6-2	
6-3	
6-4	
6-5	
14-1	聖籠町
14-2	
15	長岡市
16-1	
16-2	
16-3	
16-4	
16-5	
16-6	
16-7	
17	上越市
18	
19-1	
19-2	
19-3	
19-4	
20-1	柏崎市
20-2	

に改め、

26-1	十日町市	を、	26-1	十日町市
26-2			26-2	
27	小千谷市			

に改め、

34-1	村上市	を、	34-1	村上市
34-2			34-2	
46	湯沢町			

に改める。

騒音に係る環境基準の地域類型指定図の区分図1新潟市、区分図2新潟市、区分図3新潟市、区分図4-1新潟市、区分図4-2新潟市、区分図4-3新潟市、区分図4-4新潟市、区分図4-5新潟市、区分図4-6新潟市、区分図4-7新潟市、区分図4-8新潟市、区分図4-9新潟市、区分図4-10新潟市、区分図4-11新潟市、区分図4-12新潟市、区分図4-13新潟市、区分図4-14新潟市、区分図4-15新潟市、区分図4-16新潟市、区分図5-1三条市、区分図5-2三条市、区分図5-3三条市、区分図14-1聖籠町、区分図14-2聖籠町、区分図15長岡市、区分図16-1長岡市、区分図16-2長岡市、区分図16-3長岡市、区分図16-4長岡市、区分図16-5長岡市、区分図16-6長岡市、区分図16-7長岡市、区分図17上越市、区分図18上越市、区分図19-1上越市、区分図19-2上越市、区分図19-3上越市、区分図19-4上越市、区分図20-1柏崎市、区分図20-2柏崎市、区分図27小千谷市及び区分図46湯沢町を削る。

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県起業化支援・交流拠点施設
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区万代島5番1号
財団法人 いがた産業創造機構
- 3 指定の期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成21年3月26日

◎新潟県告示第482号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年3月31日

◎新潟県告示第483号

特定計量器検定検査規則及び基準器検査規則に基づく出張検定等に要する費用の徴収に関する規程（平成3年4月新潟県告示第1169号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(徴収額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 出張検定等に要する検査用具の運搬に要する経費に相当する金額として徴収する額は、前項の旅費の計算に用いる路程に応じ、1キロメートル当たり23円の割合で計算した額（当該運搬のために高速道路又は船舶を利用する場合にあっては、これらの利用料に相当する額を当該計算した額に加えた額）とする。ただし、当該運搬を運送業者等に依頼して行う場合にあっては、当該運送業者等に対して支払う運搬費に相当する額とする。</p>	<p>(徴収額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 出張検定等に要する検査用具の運搬に要する経費に相当する金額として徴収する額は、前項の旅費の計算に用いる路程に応じ、1キロメートル当たり22円の割合で計算した額（当該運搬のために高速道路又は船舶を利用する場合にあっては、これらの利用料に相当する額を当該計算した額に加えた額）とする。ただし、当該運搬を運送業者等に依頼して行う場合にあっては、当該運送業者等に対して支払う運搬費に相当する額とする。</p>

◎新潟県告示第484号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、糸魚川市の糸魚川農業振興地域（平成19年3月新潟県告示第683号）の区域を次のとおり変更する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更した地域の名称
糸魚川農業振興地域
- 2 区域
糸魚川市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟県糸魚川地域振興局農林振興部で縦覧に供する。

- 3 変更年月日
平成21年3月31日

2 区域

上越市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟県上越地域振興局農林振興部で縦覧に供する。

- 3 変更年月日
平成21年3月31日

◎新潟県告示第486号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、阿賀野市の阿賀野農業振興地域（平成20年2月新潟県告示第313号）の区域を次のとおり変更する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更した地域の名称
阿賀野農業振興地域
- 2 区域
阿賀野市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟県新発田地域振興局農業振興部で縦覧に供する。

- 3 変更年月日

◎新潟県告示第485号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、上越市の上越農業振興地域（平成19年10月新潟県告示第1933号）の区域を次のとおり変更する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更した地域の名称
上越農業振興地域

平成21年3月31日

◎新潟県告示第487号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南蒲原郡田上町の田上郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成21年3月31日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事 南蒲原郡田上町大字川船河甲363番地 高野 實

就任年月日 平成21年3月13日

◎新潟県告示第488号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年3月31日

新潟県魚沼地域振興局長

1 退任

理事 魚沼市根小屋2182番地 星野 芳昭

退任年月日 平成21年3月13日

◎新潟県告示第489号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を平成21年3月19日認可した。

平成21年3月31日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第490号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次のとおり土地改良事業計画に同意した。

平成21年3月31日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・地区名	事業名	新規変更の別	同意年月日	根拠条文
佐渡市 小倉	維持管理事業	新規	平成21年3月23日	第96条の2

◎新潟県告示第491号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、次のとおり小倉川頭首工管理規程を認可した。

平成21年3月31日

新潟県佐渡地域振興局長

- 管理規程を定めた者の所在地及び名称
佐渡市寺田721番地
国府川左岸土地改良区
- 認可年月日
平成21年3月19日
- 認可した管理規程の概要
第1章 総則
第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項
第3章 点検及び整備に関する事項
第4章 洪水警戒体制及び異常渇水時における措置に関する事項
第5章 雑則

◎新潟県告示第492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 長岡見附三条線
- 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
三条市北四日町111番から	新	6.2~29.4メートル	376.5メートル
同市本町3丁目316番9まで	旧	6.2~9.0メートル	376.7メートル

◎新潟県告示第493号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 路線名 県道 長岡見附三条線
- 供用開始の区間
三条市北四日町111番から同市本町3丁目316番9まで
- 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟燕線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
燕市燕字東郷7474番から	新	10.1～15.6 メートル	94.9 メートル
同市秋葉町一丁目7465番1まで	旧	9.2～15.1 メートル	98.4 メートル

◎新潟県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟燕線
- 2 供用開始の区間
燕市燕字東郷7474番から同市秋葉町一丁目7465番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字山本字坂本488番1から 同市千谷川4丁目西206番1まで	新	14.1～34.9 メートル	4,910.0 メートル
小千谷市大字山本字坂本488番1から	旧	(A)7.1～35.5	3,134.4

同市千谷川4丁目西206番1まで		メートル	メートル
小千谷市大字山本字坂本488番1から 同市大字桜町字天田2448番5まで	(B)17.4～51.5 メートル	2,973.4 メートル	

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 小千谷市道の引継ぎに伴う区域変更
- 3 路線の重用
全区間一般国道351号と重用、一部区間一般国道291号及び一般国道403号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 351号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市千谷川4丁目西206番1から 同市大字山本字坂本488番1まで	新	14.1～34.9 メートル	4,910.0 メートル
小千谷市千谷川4丁目西206番1から 同市大字山本字坂本488番1まで	旧	(A)7.1～35.5 メートル	3,134.4 メートル
小千谷市大字桜町字天田2448番5から 同市大字山本字坂本488番1まで		(B)17.4～51.5 メートル	2,973.4 メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 小千谷市道の引継ぎに伴う区域変更
- 3 路線の重用
全区間一般国道117号と重用、一部区間一般国道291号及び一般国道403号と重用

◎新潟県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
小千谷市大字山本字坂本488番1から同市千谷川4丁目西206番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡片貝小千谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市深沢町字小味田387番1から 同市深沢町字上川原5081番1まで	新	13.0～35.7 メートル	797.4 メートル
長岡市深沢町字小味田175番31から 同市深沢町字上川原5081番1まで	旧	(A)6.4～46.7 メートル	687.2 メートル
長岡市深沢町字小味田387番1から 同市深沢町字上川原5081番1まで		(B)13.0～35.7 メートル	797.4 メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市大積三島谷町字天ヶ沢389番1から	新	7.2～34.1 メートル	614.7 メートル
同市大積町1丁目字城ノ腰377番5まで	旧	(A)3.0～17.1 メートル	590.7 メートル
		(B)7.2～34.1 メートル	614.7 メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市濁沢町字榎453番1から 同市濁沢町字榎360番まで	新	7.0～20.0 メートル	506.9 メートル
	旧	(A)4.0～16.9 メートル	553.5 メートル
(B)7.0～20.0 メートル		506.9 メートル	

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市濁沢町字榎451番1から	新	7.0～38.2 メートル	187.7 メートル
同市濁沢町字榎413番4まで	旧	7.0～30.4 メートル	187.7 メートル

◎新潟県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間
長岡市濁沢町字榎451番1から同市濁沢町字榎413番4まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西片貝浦瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市麻生田町字八十刈194番1から同市浦瀬町字石ノ下132番1まで	新	9.1～24.2 メートル	756.1 メートル
長岡市麻生田町字八十刈194番1から同市浦瀬町字石ノ下91番まで	旧	(A)2.6～14.4 メートル	693.2 メートル
長岡市麻生田町字八十刈194番1から同市浦瀬町字石ノ下132番1まで		(B)9.1～24.2 メートル	756.1 メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竹沢塩谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字塩谷字峯ノ外1448番1から同市大字塩谷字十二ノ沢	新	9.7～103.8 メートル	753.3 メートル

1710番1まで			
小千谷市大字塩谷字峯ノ外1448番1から同市大字塩谷字十二ノ沢1667番まで	旧	(A)3.5～53.5 メートル	841.2 メートル
小千谷市大字塩谷字峯ノ外1448番1から同市大字塩谷字十二ノ沢1710番1まで		(B)9.7～103.8 メートル	753.3 メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字塩谷字十二ノ沢1667番から	新	11.4～25.8 メートル	34.2 メートル
同市大字塩谷字十二ノ沢1662番まで	旧	11.4～13.6 メートル	34.2 メートル

◎新潟県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間
小千谷市大字塩谷字十二ノ沢1667番から同市大字塩谷字十二ノ沢1662番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部

道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 虫亀南荷頃線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市山古志虫亀字下平889番から 同市山古志虫亀字下平3335番まで	新	6.5～18.9 メートル	275.6 メートル
	旧	(A)2.6～10.7 メートル	268.8 メートル
		(B)6.5～19.2 メートル	275.6 メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市竜光字頭なし1224番6から 同市竜光字頭なし1234番1まで	新	(A)12.4～27.4 メートル	168.8 メートル
		(B)9.6～66.0 メートル	698.5 メートル
魚沼市竜光字頭なし1224番6から 同市竜光字頭なし1234番1まで	旧	12.4～27.4 メートル	168.8 メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間
魚沼市竜光字頭なし1224番6から同市竜光字頭なし1234番1まで及び魚沼市竜光字頭なし1225番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親柄大白川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市須原字須原889番から	新	5.6～15.4 メートル	199.0 メートル
同市須原字堰場1734番まで	旧	5.6～15.0 メートル	199.8 メートル

◎新潟県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 親柄大白川停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市須原字須原889番から同市須原字堰場1734番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部

道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町門出字中ノ坪3117番12から	新	14.0～55.7 メートル	177.4 メートル
同市高柳町門出字中ノ坪3073番3まで	旧	14.0～30.0 メートル	177.4 メートル

◎新潟県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 松代高柳線
- 2 供用開始の区間
柏崎市高柳町門出字中ノ坪3117番12から同市高柳町門出字中ノ坪3073番3まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柿崎牧線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市吉川区長坂字向田466番1から	新	9.6～82.0 メートル	736.2 メートル
同市吉川区長坂字吉田94番1まで	旧	5.3～65.5 メートル	783.3 メートル

◎新潟県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定

により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柿崎牧線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区長坂字向田466番1から同市吉川区長坂字吉田94番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字新田1172番2から	新	10.2～11.2 メートル	46.1 メートル
同市秋津字新田1173番1まで	旧	8.6～10.8 メートル	44.3 メートル

備考 路線の重用

全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字新田1172番2から	新	10.2～11.2 メートル	46.1 メートル
同市秋津字新田1173番1まで	旧	8.6～10.8 メートル	44.3 メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部

道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市秋津字新田1172番2から同市秋津字新田1173番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

◎新潟県告示第518号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 区域の名称
竜光地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から21号までを順次結んだ線及び標柱21号と1号を結んだ線に囲まれた区域

魚沼市竜光

字小見山	53番	1号及び21号
字北ノ平	98番1	2号
	96番	3号
	91番	4号
字北原	17番	5号
字北ノ平	87番甲	6号
	65番	7号
	66番	8号
	88番	9号
	104番3	10号
	73番4	11号
字岩下	107番2地先水路敷	12号
	110番1	13号
	114番2	14号
	125番1	15号
字小見山	59番5	16号
	60番5	17号
	59番1	18号
	55番2	19号
	55番1地先道路敷	20号

の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成21年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市公園の名称
奥只見レクリエーション都市公園（道光・根小屋地域）
- 2 都市公園の位置
魚沼市根小屋字川山及び清水の上
- 3 変更に係る都市公園の区域
魚沼市根小屋字川山及び清水の上の一部（別紙図面のとおり）
- 4 変更に係る区域の供用開始の期日
平成21年4月1日

◎新潟県告示第519号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条